

派遣講師の公募に関する FAQ

(派遣講師に応募しようとする方からの質問例と回答例)

おもな質問と回答		公募要領該当頁
1	全国展開型／地域連携型に応募していますが、派遣講師でも応募できますか？	応募できます。 3(1)(2)
2	集合研修や e ラーニングはスマートフォンでも受けられますか？	受講できます。 5(1)
3	同僚と一緒に応募していますが、同行する講師を希望できますか？	マッチングは個人単位に行いますので、同行する方を指定できません。 6(1)Ⅲ②
4	派遣先講習会は、1 人で行うことになりませんか、それとも派遣講師何人かでチームを組んで講師を務めるのでしょうか？	「ア. 未経験者」は、4 名で、「イ. 経験者」は、2 名で講習会を行っていただく想定です。 6(1)Ⅲ②
5	1 回あたり何時間ぐらい講師を務めるのでしょうか？	1 回あたり連続する 3 時間以上（休憩時間を除く）を想定しております。派遣先により異なりますので、マッチングの際に確認してください。 6(1)Ⅲ③
6	交通費は出ますか？	いいえ、交通費は支払われません。 7(1)①②
7	派遣講師を行う会場の下見ができますか？	マッチング後に派遣先とご相談ください。ただし、諸謝金の対象外です。 7(1)①②
8	派遣講師の諸謝金は、いくら支払われますか。	派遣講師の区分に基づき、以下の金額をお支払します。 【未経験者】 講師派遣 1 回につき講師 1 人あたりの諸謝金は 7,500 円。 【経験者】 講師派遣 1 回につき講師 1 人あたりの諸謝金は 15,000 円。 ※ 諸謝金は定額です。 ※ 「b. 組織・団体等が活動主体の場合」は講師派遣 1 回につき 3 万円が上限となります。 ※ 「情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程(令和 4 年度利用者向けデジタル活用支援推進事業)」中「3【派遣形式】派遣先が希望する場所で講習会等を実施する事業者等の区分」で定める補助対象経費の区分等については、公募要領で定める講師派遣の活動時間等(例 未経験者 4 名で連続 3 時間以上実施)に基づき該当の区分を適用し、諸謝金として支払います。 7(1)①②③④

9	<p>「ア. 未経験者」「イ. 経験者」のどちらに該当するのかよく分かりません。「イ. 経験者」に該当しなくても、「ア. 未経験者」として選定されるケースはあり得ますか。</p>	<p>公募要領に下記のとおり、記載がありますので再度ご確認ください。</p> <p>--</p> <p>ア. 未経験者</p> <p>①日本国内在住であること</p> <p>②本事業の履行に必要な語学(日本語)を有すること</p> <p>③スマートフォンを含む ICT 機器を日常的に使用していること</p> <p>④本公募要領で定める研修に参加できること</p> <p>⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと</p> <p>⑥所定の様式にて遅滞なく事務局(本事業の執行団体)へ派遣実績の報告をすること</p> <p>⑦派遣講師を取り消された者でないこと</p> <p>イ. 経験者</p> <p>下記の要件①②いずれも満たすこと</p> <p>①「ア.未経験者」の要件をすべて満たすこと</p> <p>②下記の各号のいずれかを満たすこと</p> <p>(ア) 携帯電話ショップ(携帯電話事業者の看板掲げる「キャリアショップ」であって、端末や周辺機器等の販売、通信サービスの契約、契約締結後の操作説明等のアフターサポートが行われるショップをいう。)で、スマートフォンの操作方法を教える等を含めた接客を伴う業務に現に従事している者</p> <p>(イ) 上記(ア)の者を対象としたインストラクター(通信キャリアのサービスおよび接客スキル等を教える業務)に現に従事しており、通信サービスおよび接客スキルについて、(ア)以上の能力を有する者</p> <p>(ウ) 上記(ア)の者と同じ、又は携帯電話ショップ向けの同程度の研修を受講し、スマートフォ</p>	3(1)
---	---	---	------

		<p>ンの操作方法を教える等を含めた接客を伴う業務に現に従事しており、通信サービスおよび接客スキルを有する者</p> <p>--</p> <p>判断に迷う場合や「イ. 経験者」であることの証憑の提出が難しい場合は、「ア. 未経験者」として応募頂くことをお勧めします。</p>	
--	--	---	--

派遣先の公募に関する FAQ

(派遣先に応募しようとする方からの質問例と回答例)

おもな質問と回答		公募要領該当 頁	
1	同じ自治体内にキャリアの携帯ショップがありますが、派遣先として応募できますか？	<p>応募できますが、選定されない場合があります。</p> <p><b>【公募要領 6(3)②参照】</b> 講習会の実施場所は、受講者が無償で入ることができる場所（公民館等。店舗等でも一般の方が講習会に参加できる場所であれば可。）とすること。また従来からスマートフォンの使用に関する講習会を自身の事業活動として行っている者は、それと本事業として開催する講習会が異なることを外形的に示して実施すること（例：場所・実施方法を変える 等）。</p> <p><b>【公募要領 9 (2)②】</b> 地域等のバランスを考慮して、審査において優先または劣後する場合があります。</p>	3(3)
2	スマートフォンや講習会用の機材は事務局より借りることができますか？	講習会で使用する機材は、派遣先が準備する必要があります。	3(3)⑤ 6(3)①
3	派遣講師に交通費を支払う必要がありますか？	交通費を負担する必要はありません。	7(2)
4	応募するにあたり、月あたり（または年度末まで）実施しなければならない講習会の回数や講座の指定はありますか？	<p>年度内 1 回以上実施することが前提となっております。ただし他の応募状況等により、実施回数が制限される場合があります。</p> <p>講座については、マッチング時には、講師派遣 1 回につき 3 コマを必ず設定してください。</p> <p>なおマッチングされない、申請時点と計画が異なった場合など、開催できなかった場合でも特段のペナルティーはございません。</p>	申請書
5	財務諸表の提出を求められていますが、過去何期分必要でしょうか？	直近 1 期分の提出が必要です。	申請書添付書類

6	<p>講座は何を選べば良いのかわかりません。3講座は、どの講座から選択すればよいのでしょうか？（基本講座のみでもいいのか、必須の講座はあるのか、同じ講座を3回実施してもよいのか…等）</p>	<p>①応用講座「マイナンバーカードの申請方法」は必須となります。</p> <p>【参考】令和4年度「利用者向けデジタル活用支援推進事業」講師派遣における「マイナンバーカードの申請方法」講座の実施  <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000345.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000345.html</a></p> <p>②講座の選択は上記①以外の制約はありません。同じ講座を3コマ分実施いただくことも可能です。</p> <p>③基本講座・応用講座の詳細につきましては、HPに公開しております、最新の「派遣講師及び派遣先に係るデジタル活用支援実施ガイドライン」「派遣講師研修実施要領」をご参照ください。</p>	6(3)①
---	---	---	-------